

越谷市市政モ二夕一提言集

平成28年度

越谷市市長公室広報広聴課

目次

大綱 1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり	1
○地区センター・公民館の耐震化について.....	1
○福島からの避難者への差別防止について.....	1
大綱 2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	2
○保育の質向上について	2
○越谷市主催の健康関連施策について	2
○障害者施設の安全管理について	3
○生活保護の不正受給発覚の際の対応について.....	4
大綱 3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり	5
○レイクタウン住宅地の交通事故防止について	5
○新越谷・南越谷駅間の乗換えに係る動線について	5
○蒲生駅東口からイオンレイクタウンへの直行バスについて.....	6
○ボール遊びができる公園について.....	7
大綱 4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり	8
○飼い犬のふんについて	8
○歩きたばこについて	8
○防災備蓄品におけるアレルギー対策について.....	9
○city メール不審者情報について	9
○越谷市の防犯対策について.....	10
大綱 5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり	10
○非正規労働者の増加について	10
大綱 6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり	11
○母親への交通ルール教育について	11
○校庭開放について	11
○レイクタウン地域への公共図書館設置について	12
その他	13
○期日前投票所の開設時間について.....	13
○熊本地震の義援金について.....	13

大綱 1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

○地区センター・公民館の耐震化について

いま、首都圏直下型地震の想定が種々なされているところです。災害援助活動の拠点として、子ども園の園庭や企業ビルなどの活用が、現場的には進んでいますが、公民館の耐震化も喫緊の課題です。私の住む川柳地区の公民館は、耐用年数や耐震性にも問題がありますので、市としても、その建替えのご検討をお願いします。

地区センターでは、市民の皆様のニーズに合わせて、従来の公民館が担っていた、生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援の4つの機能に加えて、地区まちづくり業務、諸証明書発行等の行政サービスの拡充など、多機能化・サービスの多様化を進めております。

越谷市総合振興計画では、「市民と行政の協働によるまちづくり」を掲げ、地域における市民の自主的かつ主体的な取り組みを、地区の拠点であります地区センターから積極的に展開することとしております。

現在の川柳地区センター・公民館は、昭和50年5月に開設され、40年を経過しております。旧耐震基準で建設された施設で、近年、老朽化が進んでいる状況でございますが、本市では、大変厳しい財政状況のもとで、本施設をはじめ、保有する全ての公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

このような中、ご要望をいただいた川柳地区センター・公民館の建替えにつきましては、単なる大型館化だけではなく、既存施設の耐震化や、利便性を考えた増築も含め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、今後策定予定の具体的なアクションプランの中で検討してまいります。

(平成28年6月14日：市民活動支援課)

○福島からの避難者への差別防止について

福島県での原発事故で避難してきた人が、さまざまな偏見や中傷、差別を受けていたと報道されました。越谷市にも福島から避難してきた人がいると思いますが、その人たちが中傷されたことはないか、また、そのようなことが起きないように行政としてどのように取り組んでいくかについて教えてください。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、周辺住民に避難指示が出されるなどし、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的な人権問題が発生しています。最近も、福島県から横浜市に自主避難した中学生の男子生徒がいじめを受けて不登校になった問題などが明らかとなりました。

越谷市にも、当時福島県などの被災地から避難されてきて、現在も暮らしている方々がいらっしゃいますが、これまでそのような相談が市に直接寄せられたという事案はござい

ません。なお、市では、法務省の人権擁護機関と連携し、毎月第1・3木曜日に人権擁護委員による人権相談窓口を開設しております。具体的な相談内容については市に明らかにされていないため把握していませんが、震災時における人権問題を含むさまざまな人権相談に対応しております。

また、平成28年2月に開催した人権・同和問題講演会では、避難所への医療支援活動を経験し、被災者支援活動に積極的に携わった講師による講演と併せ、震災後の風評被害による差別といじめの事実をもとにした人権啓発映画を上映し、多くの市民の皆さんのご参加をいただきました。

あわせて、広報こしがやお知らせ版に年4回掲載している人権啓発文の「人権それは愛」では、毎年3月号に「災害・震災における人権」をテーマとした啓発文を掲載し、市民の皆さんに理解を深めていただくよう努めているところです。

今後も、相談窓口の開設に加え、講演会の開催、各種研修会の実施、広報こしがやお知らせ版への啓発記事の掲載などの啓発活動を行い、市民の皆さん一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

(平成29年1月17日：人権・男女共同参画推進課)

大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

○保育の質向上について

保育の質向上について、どういった取組みがされていますか。

先進的な取組みをしている園や人がいらっしゃれば教えてください。

保育の質向上の取組みについては、本市が公立保育所の保育士等を対象に行う研修におきまして、民間保育園及び小規模保育事業等の職員にも呼びかけ、参加をいただいております。また、新たに、本市が保育所の給食調理員を対象として実施している研修につきましても、小規模保育事業等で調理に関わる職員への参加も呼びかけて実施する予定でございます。その他、国や県などの関係団体が主催する研修等についても、積極的な周知を図るなど、引き続き、各種研修を通して、保育の質の向上に取り組んでまいります。

先進的な取組みとしては、平成28年度から、公立保育所の所長経験を有する職員が務める保育コンシェルジュが小規模保育事業所等を巡回し、保育内容等について指導・助言を行っております。

今後とも、このようなさまざまな取組みにより、保育の質の向上に努めてまいります。

(平成29年1月25日：子ども育成課)

○越谷市主催の健康関連施策について

越谷市主催の多くの健康関連施策が実施されていますが、私が参加させていただいた講習会（実技を含むもの）の中で、認知症予防教室～ウォーキングで脳力アップ～は、継続性があって、とても成果の上がる方法だと思います。

実技を伴うものは、継続しなければ効果が期待できないものが多いと思いますが、参加

者にグループを結成してもらい、グループで継続していただくのは素晴らしいと思います。ただ、それをフォローする人（ファシリテーター）も必要です。その方は、卒業生から選んでいただき、外部への発注をなくせば少し費用が抑えられますし、同じ市民としての繋がりもできて良いのではと考えます。

認知症予防教室～ウォーキングで脳力アップ～にご参加いただき、グループでの活動を継続していただいていることと拝察いたします。

この教室は、ウォーキングのような有酸素運動が認知症予防に効果的と言われていることから、一定のレクチャー後、自主的にグループで活動できるように取り組んでいる事業です。また、介護予防に関する知識・技術を身につけ、地域における高齢者の介護予防に関する取組みを自主的に行う意欲を高めることも目的としています。

高齢者ができる限り元気で住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者自身が健康でいることが重要であり、さらに高齢者自身の自主的な活動に繋げていくことが必要と考えております。

このような考え方から、地域における自主的な介護予防の取組を一層推進していくため、平成 28 年度から、主体的に地域で行う介護予防活動の中心となるリーダー（ボランティア）を養成する事業を実施しました。今年度は、市内 6 つの自治会を対象に実施し、来年度以降も継続して地域での住民主体の活動を支援してまいります。

なお、認知症予防教室では、グループリーダーを決めさせていただき、その方を中心に活動の継続をお願いしています。市では、年 1 回、フォローアップの機会として、活動報告や情報共有などをしていただく場を設け、自主活動を支援しているところです。

ご提言いただいたファシリテーターの役割については、市で開催した教室を卒業された OB の方が、その内容を友人の方々や地元での集まりの際に普及していただき、ぜひ、地域での介護予防に関する活動の活性化にご協力いただきたいと考えております。

市では、引き続き住民主体の活動の支援に取り組んでまいります。

(平成 29 年 1 月 17 日：地域包括ケア推進課)

○障害者施設の安全管理について

相模原市の障害者施設の殺傷事件がありました。今の時世にも障がいを持つ人々に対する差別や偏見がまだまだ根強く残っているように感じます。

施設のセキュリティを強化することももちろんですが、施設で働いているスタッフに危険な思想を持つ人がいれば、施設のみならず、管理している自治体の問題にもなってくるかと思えます。

まず、障がい者への差別や偏見の解消についてですが、平成 28 年 4 月 1 日から、障害者差別解消法が施行されました。本市でも従来から、ふれあいの日などの啓発イベントの開催、市職員の出張講座の実施、こぼと館での地域交流事業などの実施等、障がい者への理解を深める取組みを行っておりますが、今後もあらゆる機会を捉え、障がい者差別の解消に向けた啓発活動を展開してまいります。

次に、施設の安全管理についてですが、相模原市の事件が発生した当日に、厚生労働省

から「社会福祉施設等における入居者等の安全確保について」の通知が出されました。この通知は、社会福祉施設等に対し、緊急時の対応体制の構築と防犯措置の徹底について注意喚起を促すものであり、本市からも、市内の障害者支援施設等の社会福祉施設に通知いたしました。

また、埼玉県では、8月に、県内の入所施設を対象に実施した危機管理に関する調査結果を基に、防犯力強化に向けた対応方策が策定されました。この対応方策では、施設のセキュリティ強化だけでなく、警察、行政、地域との連携や、職員のメンタルヘルス対策の強化についても言及されており、本市においても、所管する入所施設に、県が策定したこの対応方策を通知しております。

本市では、今後も、施設に随時情報提供を行うとともに、防犯対策の強化について指導、助言し、障害者支援施設等社会福祉施設における安全管理の向上に努めてまいります。

(平成28年9月14日：障害福祉課)

○生活保護の不正受給発覚の際の対応について

小田原市の生活保護担当職員が「保護なめんな」等のロゴが印字されたジャンパーを着用して受給者宅を訪問していたことが問題視され、批判を受けて着用を禁止する措置が取られました。過去に不正受給が発覚して傷害事件に発展したことを機に、ジャンパーを着用して職務に当たることで不正は認めないという姿勢を示したこともあったようですが、受給する側の立場としては不快な思いをすることもあると思います。

越谷市において不正受給がこれまでに発覚しているかは定かではありませんが、一連の問題を機に、どのようにどう受給者側と向き合っていくか、また、不正受給が発覚した際にどう対応していくかについて教えてください。

小田原市での問題を受け、どのように生活保護の受給者と向き合っていくかについてですが、生活保護は、生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

生活保護受給者の方々には、経済的な困窮のみならず、社会的・精神的自立が必要な方も大勢いるため、本市においては、担当ケースワーカーが受給者一人ひとりに丁寧に向き合い、関係機関と連携を図りながら、その世帯の自立に必要な支援・助言を行っています。

今回の小田原市でのジャンパーの問題を受け、改めて受給者とどう向き合うべきかについて考え、見つめ直し、受給者に寄り添いながら支援を行っていくことが大切であると、職員一同、再確認したところです。本市としては、このような意識を持ち、引き続き受給者に対し必要な支援が行き届くよう、業務を遂行してまいります。

次に、不正受給が発覚した際にどのように対応していくかについてですが、生活保護制度は、受給者の世帯の状況により必要な保護は異なっており、当該制度を適正に実施していくため、受給者には、さまざまな届出の義務があります。具体的には、収入、支出その他の生計の状況について変動があったとき、または居住地もしくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出ることとなります。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたり、他人に受けさせたりした者がいた場合、生活保護法に基づき、その費用の額の全部または一部を徴収しております。さらに悪質な場合には、警察署等の関係機関と連携を図り、刑事告発等をするなどの対応も行っています。

今後につきましても、受給者の資産状況の把握のため、定期的に預貯金・生命保険、課税の調査等を行っていくとともに、受給者に対しては、収入申告の義務について重ねて説明を行い、不正受給の早期発見と未然防止に努めてまいります。

(平成29年2月10日：生活福祉課)

大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

○レイクタウン住宅地の交通事故防止について

レイクタウン管内の住宅地における交差点について、どちらにも「止まれ」表示のないところが多数あります。したがって、交通事故がしょっちゅう発生しています。子どもも多く、通学路にもなっています。裏道になっている道路もあり、工事車両も多いです。できましたら、交通安全のためミラーの設置、優先道路や「止まれ」の表示などを作ることで、抜け道利用として入りにくくするようなバリケードなどの設置が望まれます。30キロ道路の表示も、現状、取締りをしていない以上、全く守られていません。死亡事故が起きてからでは遅いので、ぜひ、実効性のある対策を考えていただければと思います。

レイクタウン一丁目につきましては、平成25年度に、生活道路の安全対策事業である「ゾーン30」を実施し、先般、地域にお住まいの皆様には、その効果検証のためのアンケートにご協力いただきました。その中で多数お寄せいただいた、「抜け道とされている」、「さらなる安全対策が必要である」などのご意見等から、市としても地域の現状は把握しており、平成28年度は、追加の安全対策として、八条用水沿いの交差点数か所へカーブミラーを設置いたしました。

今後におきましても、地元自治会等と調整を図りながら、危険箇所への安全対策を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、警察の所管となります一時停止規制等につきましても、具体的な箇所等がございましたら、別途ご相談いただければと存じます。(平成28年9月23日：道路総務課)

○新越谷・南越谷駅間の乗換えに係る動線について

通勤通学時間帯の新越谷駅と南越谷駅の乗換えに係る動線についてです。

幅広の色分けした2本の直線ゾーンを地面に作り、一定方向に進むよう示せば、個々に広がり、ふくらみ、交差し、ぶつかり合うストレスが、多少なりとも緩和されるのではないのでしょうか。

新越谷駅、南越谷駅間の乗換えをはじめとする歩行者動線の交錯対策につきましては、平成23年度から平成25年度まで実施しました南越谷駅のバリアフリー化整備工事において、歩行者の動線にも配慮し、改修工事を行いました。

今回ご提言をいただいた対策についてですが、新越谷駅、南越谷駅付近につきましては、乗換えの動線だけでなく、南北へ移動する歩行者動線もございます。そのため、乗換えのみの動線を誘導することは、南北へ移動する動線を阻害する可能性があることから、現段階では難しい状況でございます。

なお、ご提言につきましては、東武鉄道株式会社と東日本旅客鉄道株式会社に情報提供させていただくとともに、市民、公共交通事業者、行政機関などの関係者で構成される「越谷市地域公共交通協議会」において情報共有を行い、引き続き、駅利用者のさらなる利便性向上のために取り組んでまいります。 (平成28年11月1日：都市計画課)

○蒲生駅東口からイオンレイクタウンへの直行バスについて

蒲生駅東口バス停から、発着のみの「イオン越谷レイクタウン行き」直行便（シャトルバスのようなもの）を走らせてはどうでしょうか。

直行便と銘打ち特化することで、注目も集まり、交通アクセスの選択肢の一つとなり、途中乗降もないので道路渋滞を引き起こすこともないと考えます。

蒲生駅東口ロータリーそしてバス停の有効活用を置き去りにせず、バスを走らせることで機能性を持たせ、活気あふれるまちの実現に向け、今一度、考慮をお願いします。

本市の公共交通につきましては、市民の皆様や、公共交通事業者、関係行政機関などと協力し、お互いに密接に連携しながら、持続可能な公共交通網を形成するため、平成27年度に、「越谷市地域公共交通協議会」を新たに設置して協議を行い、平成28年3月に、本市の公共交通のマスタープランとなる「越谷市地域公共交通網形成計画」（以下、「形成計画」）を策定いたしました。

蒲生駅東口駅前広場につきましては、将来のバス路線が開設されることを見込み、バス停留所を有する駅前広場として、平成20年3月から、一般利用を開始しました。形成計画では、蒲生駅東口からのバス路線の新設を位置づけていますが、ご存知のとおり、現在、東武バスセントラル株式会社による深夜急行バスの降車場として運用されております。

蒲生駅東口発着のバス路線については、これまでも、市民の皆様からバス路線の新設等のご要望をいただくたびに、新設の可能性などにつきまして、バス事業者と協議を行ってまいりました。

バス事業者は、バス車両の増車や運転手の確保、燃料費の高騰、既存路線との競合への配慮や、既存のバス利用者の利便性の低下を懸念しております。また、蒲生駅東口周辺の主要な幹線道路である足立越谷線や越谷八潮線には、朝・夕の交通渋滞が発生する箇所が多くあり、バス運行の定時性や速達性などが損なわれ、採算が確保できず、過去にはバス路線が撤退したこともございます。そのため、バス事業者からは、蒲生駅東口からのバス路線の新設については、より一層慎重な検討が必要であると伺っております。

ご提言いただいた蒲生駅東口からイオンレイクタウンへの直行便につきまして、イオンレイクタウンの運営事業者に情報提供したところ、「最寄り駅である越谷レイクタウン駅以外の駅からの無料シャトルバスの運行については、現在のところ予定はしていないが、今回のご提案については、貴重な意見として参考にさせていただく」と伺っております。

また、大型商業施設への無料シャトルバスの運行につきましては、市内の商業者への影響を配慮する必要などがございますが、公共交通に関する市民の皆様からのご要望につきましては、引き続き、越谷市地域公共交通協議会で情報提供を行い、市が主体となって、計画的に公共交通の充実に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成28年7月20日：都市計画課)

○ボール遊びができる公園について

ボール遊び禁止の看板がチラホラ見られます。ボール遊びができる公園が減っている模様です。このままでは、子どもたちは家でゲームしか遊べなくなってしまいます。ボール遊びができる公園を造ってほしいと思います。

公園は、憩いの場、日常的なレクリエーションやコミュニティの場として、子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方々に利用していただいております。

公園内におけるボール遊びにつきましては、他の利用者の危険を招くことや、隣接家屋にボールがぶつかったり、ボール遊びの音が周辺住民の生活環境に影響を及ぼしたりするなどの理由から、原則、禁止としております。ただし、規模の大きい公園など、ボール遊びができる公園も、一部ございます。

ボール遊びができる公園の例としましては、面積約1.0ヘクタールのレイクタウン湖畔の森公園内にある外周ネットで区分されたキャッチボール広場(約280㎡)や、レイクタウンスポーツ公園内にある外周がネットに覆われた多目的グラウンドなどがございます。平成28年4月には、千間台西公園が、ボール遊びのできる公園として開設されました。レイクタウンスポーツ公園や千間台西公園などにつきましては、利用上のルールを定め、ルールを遵守していただく中で、施設をご利用いただいております。

一方、身近にある面積0.25ヘクタールを標準とした街区公園では、スペース的な問題や、近隣住民に対する影響が大きいことなどから、ボール遊びをしていただくことは難しい状況でございます。また、ボール遊びを禁止しているにもかかわらず、「キャッチボールやサッカー等で危険な目に遭った」という公園利用者からの連絡や、「建物を壊された」、「ボール遊び等による騒音で気持ちが休まらない」などの苦情も寄せられており、維持管理につきましても、さまざまな問題がございます。

このようなことから、ボール遊びを安全に行うには、ある程度の専用エリアが必要であり、他の利用者の安全確保の面から、外周フェンス等を設置して区分けする必要があります。また、近隣住民に対する騒音等の影響も検討課題となります。

このため、ボール遊びができるためには、規模の大きな公園であることが前提となり、そのうえで、さまざまな公園利用を勘案しながら、エリア分けをするフェンスなどの設置が必要となります。

しかし、既存公園の施設の修繕や、樹木の剪定などの維持管理に多大な費用を要しており、既存施設の維持・安全確保が最優先となることから、ボール遊びができる公園を数多く造っていくことは、現状では難しいところがございます。

今後も、市民の皆様が楽しく安全で安心して利用できる公園づくりに努めてまいります。

大綱 4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

○飼い犬のふんについて

自治会が発足したばかりのエリアですが、飼い犬のふんに、かなり苦勞しています。飼い主の道徳心が大事ですが、それだけでは対応できない状況まで来ていると思います。道路上、他人の私有地上に飼い犬のふんを放置することに対して、何か対応を考えていただけると助かります。もしくは、相談先の窓口などがあれば、広報していただけるとよいと思います。

当市では、飼い犬のふんについて、飼い主等がふんを持ち帰って適切に処理することを盛り込んだ「越谷市まちをきれいにする条例」(平成12年10月1日施行)により、放置を禁止しております。

しかしながら、ご指摘をいただいたとおり、飼い主の中にはふんを放置している方が少なからず見受けられ、このことについては、飼い主のモラルの欠如に起因するところが大きいと考えております。

このため、犬のふんの放置を禁止する看板を設置・配布し、飼い主への啓発を行っております。市民の方には、ご自宅の塀などに設置いただいております。リサイクルプラザ(電話：976-5371)までご連絡いただければ、ご自宅への配達も行っております。

今後とも、飼い主のマナーの向上が図れるよう、看板や広報紙等で啓発に努めてまいります。(平成28年8月8日：リサイクルプラザ)

○歩きたばこについて

前から気になっていることの一つに「歩きたばこ」のマナーがあります。駅前の人通りが多い場所で歩きながらたばこを吸っている人を見かけることがありますが、越谷市では条例違反にならないのでしょうか。不快な思いをしている方もいらっしゃると思います。

たばこの喫煙につきましては、ご指摘をいただいた歩行喫煙だけでなく、混雑している公共の場所での喫煙や、たばこのポイ捨て等、ルールを無視した行為も見受けられます。基本的には、公共の場所を利用する人のモラルの問題ではございますが、大変残念なことを考えております。

路上喫煙の防止につきまして、本市では、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙をしないよう努めるという努力義務を規定するとともに、通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅と東武伊勢崎線新越谷駅周辺を指定喫煙場所以外での喫煙を禁止する「路上喫煙禁止区域」に指定しております。

また、これまでも、広報紙等を通じ、ご指摘いただいた歩行喫煙の防止を含め、喫煙マナーの向上を呼びかけております。

本市では、喫煙マナーの向上に向け、今後も積極的な啓発活動を行ってまいります。

○防災備蓄品におけるアレルギー対策について

越谷市では、防災備蓄の食料品で、アレルギー対策用の食料品もありますか。

昨今、アレルギー体質の子供たちが増えています。特に乳幼児用の粉ミルク等はいかがですか。教えてください。

ご意見をいただきましたアレルギー対応食品の備蓄状況でございますが、本市では、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書において、被害が最も大きいとされる茨城県南部地震が発生した場合の想定避難者数約2万人や、過去の災害での経験を踏まえ、計画的に食料や生活必需品等の備蓄を行っております。

アレルギー対応の食品については、アレルギーを起こしやすいとされる食品となる特定原材料や、それに準ずる27品目不使用商品のきのこご飯、ひじきご飯、白がゆのアルファ米を合計32,900食備蓄しております。しかし、乳幼児用の粉ミルクやその他の食品におけるアレルギー対応につきましては、現在実施していない状況でございます。

一方、大規模な災害の発生時には、道路の損壊等により防災機関による活動も制限され、生活必需品等の備蓄物資をすぐに配布できないことが予想されることから、市では個人で最低3日分の飲料水や生活必需品等の備蓄をお願いしております。

今後につきましては、災害に備え、多様なニーズに配慮した粉ミルクなどのアレルギー対応食品の備蓄について、先進自治体の事例も参考に、関係機関と調整しながら、調査研究を進めてまいりたいと存じます。

このたびは、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

(平成28年6月20日：危機管理課)

○city メール不審者情報について

越谷 city メールについて、特に不審者情報は助かるのですが、最後の文言が「皆さま、子どもたちの安全を守りましょう」で終わるだけで、その後の情報などが乏しく、不安になることがあります。

本市では、防犯対策の一環として、学校等からいただいた不審者情報をもとに、関係各課に情報を提供するとともに「越谷 city メール配信サービス」や「市のホームページ」などを活用し、広く周知を行い、注意喚起に努めております。

一方、情報を発信する際には、被害者に対する配慮や警察の意向等もあることから、適切かつ慎重な対応が求められております。

今回、「city メール配信後の経過に関する情報などが乏しい」とのご意見をいただきましたが、経過に関する情報提供について統一的な対応を行う必要があるため、越谷警察署に確認しましたところ、「被害者の意向や事件の状況によって、必ずしも情報提供できるものではなく、提供できるものについては、埼玉県警察のホームページでもお知らせしている」とのことでした。

本市としましては、不審者などの情報を提供することにより、市民の皆様の防犯意識が

高まり、犯罪の抑止効果にもつながっていくものと考えております。

引き続き、越谷警察署や学校等の関係機関と連携を図りながら犯罪情報等の住民提供に努め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

(平成28年9月6日：くらし安心課)

○越谷市の防犯対策について

防犯対策については、個人的に窓にシートを貼るなどしていますが、越谷市として何か防犯対策として取り組んでいることがあれば教えてください。

市が防犯対策に力を入れていることを前面に押し出していけば、そのこと自体が犯罪の抑止に繋がると思います。防犯面でも安全で暮らしやすいまちづくりを推進していただきたいです。

市内における刑法犯認知件数は、平成14年の9,808件をピークに減少傾向にあり、平成27年は4,312件となっております。これは、警察の取締りの強化とあわせて、市内の各地域で活動している自主防犯活動団体の方々の活動や、市・県・警察が連携して行ってきた犯罪防止対策の成果であると考えております。

特に、市内には、自治会、PTA、老人クラブなどの団体が基となり結成された200を超える自主防犯活動団体があり、各地域において、さまざまな防犯活動が実施されております。

このため、本市では、このような自主防犯活動団体の活動に対し、夜光チョッキやパトロールキャップ、LEDライトなど、パトロールをするための携行品等を貸与し、活動に対し積極的な支援を行っております。

また、青色回転灯を装備した車両（青パト）によるパトロールを平成17年から実施しており、平日の毎日、市の職員や自主防犯団体の皆様にもご協力をいただきながらパトロールを続けており、犯罪を発生させにくい環境づくりに努めているところです。

引き続き、自主防犯団体の皆様や越谷警察署をはじめとする関係機関等と連携しながら、「安心度埼玉No.1の越谷」を目指し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

(平成28年12月20日：くらし安心課)

大綱5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

○非正規労働者の増加について

非正規雇用が増加している昨今、収入や雇用に不安があり、結婚することをためらってしまう傾向があるように思われます。

年齢が高くなるにつれて正規での就職や結婚が困難になっている現状では、少子化を食い止めるのは難しい面があるかと思えます。

越谷市では、就職に対する支援として、毎週月曜日から金曜日の5日間（祝休日を除く）、専門のキャリアコンサルタントを配置し、労働市場における若年者等の雇用のマッチングを主眼に就職に向けたきめ細やかな総合的カウンセリングを行う「若年者等就労支援事

業」を実施し、早期就職に向けた支援を実施しております。

また、毎月第1・第3土曜日には、すべての年齢層を対象とした総合的な就職支援セミナーを開催しております。

そのほか、社会保険労務士による労働相談を週1日実施し、労働条件や労働福祉・年金相談等の労働関係全般にわたる問題解決を図っております。

今後も、ハローワークや埼玉県等の関係機関と連携を図りながら、各種就業支援策の充実に努め、市民生活の基盤となる雇用機会・就業機会の確保や働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。
(平成28年5月19日：産業支援課)

大綱6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

○母親への交通ルール教育について

小学校の下校時交通安全ボランティアをやっています。現在、新1年生に対しては、引率の先生が安全を確かめたうえで横断させていますが、児童の中には、迎えに来ている母親の顔を見ると、安全を確かめずに走って横断しようとする子もいて、危険を感じています。お母さん方から、注意して渡るよう児童を指導しておいてほしいと感じます。迎えに来るだけでなく、交通安全ルールを子どもたちに教えられるよう、母親教育も必要かと思えます。

子どもたちの通学途上の安全確保について、日頃よりボランティアとして安全指導にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、保護者の方に対する交通安全ルールの徹底についてですが、過日、市内各小中学校校長が集まる機会がございましたので、ご提言いただきました内容をお伝えするとともに、各学校で発行される「学校だより」や「学年だより」を活用し、交通安全ルールの徹底と周知を保護者に対して行うよう、依頼したところでございます。

今後も、子どもたちの登下校時における安全確保に努めてまいります。

(平成28年5月13日：学務課)

○校庭開放について

現在ほとんどの公園ではボール遊びができません。近隣の住宅への迷惑や、他人に危険を及ぼすことなど、その理由が分からないわけではありません。

そこで、学校の校庭をもっと開放できないものでしょうか。私が子どもの頃は、放課後や休日に校庭でよく遊んだものです。誘拐などの問題もあると思いますが、このままでは子どもが外でのびのび遊ばずに、ゲームばかりという悪循環を変えられないのではないのでしょうか。そもそも、休みの日の校庭が立入禁止というのは異常なことです。

校庭の開放についてですが、まず、小学校の放課後につきましては、学校行事の練習等で使用する場合を除き、学校長の許可のもと、在校児童に対して開放している小学校がほとんどです（越谷市立小中学校管理規則第31条第1項）。また、学童保育や放課後子ども教室に所属する児童も、指導員の監督のもとで使用しております。さらには、卒業生や地

域の方が使用を希望する場合には、職員室の教職員に使用目的や使用時間を明確にお伝え
いただいたうえで、学校長の判断のもと、使用を許可している学校もございます。

以上のことから、不特定の方が自由に使用できるような校庭開放は、他の使用者に対し
ての安全性の確保や施設管理の点から、難しいと考えております。

なお、中学校につきましては、放課後に部活動を実施する日が多いため、開放はして
おりません。

次に、休日等につきましては、土曜の午前は、学校長の判断で、児童が所属する団体や、
学区・地域の団体に対して許可しております。土曜の午後と日曜祝日については、越谷市
立小中学校体育施設開放に関する規則に基づき、スポーツ・レクリエーション推進委員会
の管理のもと、各学校が所属する地区センターに登録した団体が、許可を受けて使用し
ております。

今後につきましても、学校の校庭を自由に開放した場合、事故等が発生した時や、施設
を破損してしまった時の対応、責任の所在等について不明瞭になることから、「越谷市立
小中学校管理規則」及び「越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則」に基づいて学校
開放を進めてまいります。

(平成28年7月22日：学校管理課)

○レイクタウン地域への公共図書館設置について

レイクタウン地域は、子どもも多い地域ですので、公共図書館が欲しいと思います。

本市は、昭和33年の市制施行以降、高度経済成長とともに東京のベッドタウンとして
急速に成長し、多種多様な行政需要に応えるため、多くの公共施設等の整備を進めてきま
した。現在、これらの施設が老朽化し、次々と大規模修繕や建替えの時期を迎えており、
人口減少・少子高齢化社会の到来により、その経費が財政上大きな負担となることが予想
されています。

そこで、本市では、平成27年3月に、公共施設等の現状と課題を踏まえ、老朽化対策
の基本的な方向性を示した「越谷市公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する建築物
の22%以上、約12.3万㎡の縮減に取り組む目標を設定いたしました。縮減の手法として
は、新規施設整備の抑制、施設の統廃合や複合化、建築規模の縮小などで、併せて、建築
物の長寿命化にも取り組んでいくこととなります。

こうした中、図書館行政につきましては、平成8年10月に南部図書室がオープンして
以降、本館と北部・南部図書室の1館2室体制で長らく運営してまいりましたが、平成24
年6月に中央図書室を開設するとともに、平成26年9月には、レイクタウン地区の人口
増等を踏まえ、南部地域における図書館サービスの拠点施設となるよう、南部図書室をサ
ンシティショッピングセンターの6階へ移設いたしました。移設に際しましては、資料収
蔵能力の向上はもとより、学習席を含む閲覧席の拡充（約40席から約220席）、「こども
図書室」の設置等による子育て支援機能の強化、視聴覚資料の新規整備、飲食が可能な「く
つろぎ空間」の確保などの機能強化を図ったところでございます。

こうした取り組みの成果もあり、平成27年度における本市の貸出冊数は約183万冊とな
り、さいたま市、川口市に次いで県下第3位で、同規模の川越市の約170万冊や所沢市の

約 163 万冊と比較しても、約 13 万冊から 20 万冊も多くなっています。加えて、蔵書冊数についても、中央図書室の開設前は約 55 万冊でしたが、現在は約 64 万冊となり、将来的には 70 万冊を超える蔵書を目指しているところです。

さらに、本市においては、本館である市立図書館と 3 つの図書室のほかに、2 台の移動図書館「しらこぼと号」があり、市内 32 か所の巡回場所や 45 か所すべての学童保育室を巡回しております。レイクタウン地区では、平成 23 年度から「D' グラフォートレイクタウン」が巡回場所となっており、二度にわたり巡回時間の拡大を行い、現在は、原則として、第 2・4 金曜日の午後 2 時 15 分から 3 時 15 分に巡回し、貸出・返却や予約・リクエスト等のサービスを提供しています。なお、移動図書館においても、本館と北部・南部・中央の各図書室の本の貸出等ができる仕組みになっております。

こうしたことから、今後の図書館の整備につきましては、公共施設のマネジメントの視点等を踏まえ、複合施設としての整備を基本に検討を進めていくこととしており、全市的にバランスのとれた図書館サービスを展開していくために、北部地域における図書館機能の強化を図ることが、当面の課題となっているところでございます。

先にご説明したとおり、保有する建築物の縮減に取り組む中では、今後、公共施設を新設することは大変難しい状況でございますが、未来を担う子どもたちに過度な負担を残すことなく、将来にわたって持続的に公共サービスを提供できるよう、市民の皆様とともに公共施設の適正配置に取り組んでまいります。 (平成 29 年 1 月 18 日：図書館)

その他

○期日前投票所の開設時間について

埼玉県の投票率が低い。期日前投票所が新越谷駅にあるのはよいが、時間が午前 9 時から午後 7 時まで。多くの人が都内に通勤しているはずなので、この時間帯では、出勤前、帰宅後に利用できません。

新越谷駅の期日前投票所につきましては、東武鉄道のご理解とご協力をいただくなかで、一定期間の午前 9 時から午後 7 時まで、駅構内に設置・開設しているものです。

一方、市選挙管理委員会が実施している期日前投票事務に関しては、この開設時間以外の時間を使い、期間中の毎日、二重投票防止のための複数のチェック作業をはじめ、さまざまな業務を行っております。

こうした作業時間の確保も含め、さらには、ご協力をいただいている東武鉄道との協議を経て、現在の開設時間としておりますが、ご提言いただきました内容については、貴重なご意見として賜り、今後の参考とさせていただきたいと存じます。

(平成 28 年 7 月 26 日：選挙管理委員会事務局)

○熊本地震の義援金について

熊本地震の義援金をしたいと思っています。どこでしようかと思っていますら、広報こしがやの一面に記事が。しかし、読んでがっかり。なぜに日本赤十字社を通すのですか。

赤十字を通すと、全額は被災地に行かないと聞いたことがあります。ユニセフもそうだと聞きました。

市のレベルでやるのですから、直接、熊本市なり、南阿蘇なりに、支援金を届けるわけにはいかないのでしょうか。

越谷市では、熊本地震で被災された方々に対しての義援金を受け付けております。寄せられた義援金は日本赤十字社に送金しますが、この義援金につきましては、手数料などをいただくことなく、全額が、被災された方々へ届けられます。

そのため、ご心配されている「全額は被災地に届かない」といったことはございませんので、何卒ご理解のほどお願い致します。

日本赤十字社は、中立な立場で人道支援を行う、災害救護の実績を有する認可法人です。こうした日本赤十字社の理念や実績に基づき、越谷市では、市長が地区長に就任し、日本赤十字社埼玉県支部越谷市地区として、災害時の支援や義援金の受付を行っております。

また、皆様からお寄せいただいた義援金を広く、公平に被災された方々へ配分するため、迅速性・透明性・公平性といった義援金三原則をかかげ、適正に取り扱っております。

(平成28年6月8日：福祉推進課)

越谷市政モニター提言集

平成28年度

発行：平成29年5月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
